

— 特別支援教育就学奨励費補助事業について —

上郡町教育委員会

上郡町では、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒等の保護者に対して経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。

1 援助を受けられる方

上郡町内に住所を有し、次のいずれかに該当する児童・生徒の保護者

- (1) 上郡町立小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒
- (2) 上郡町立小学校・中学校の通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度（次ページ参照）に該当する児童・生徒

※上記に該当しても、世帯の所得の状況などにより、援助の対象にならない場合があります。

※「要保護・準要保護児童生徒」に該当する児童・生徒の世帯で就学援助費を受給している方、また、「児童養護施設入所者」を除きます。

※学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導（通級による指導）を受けている児童・生徒については、その通学に係る特別に要する交通費のみ補助の対象とすることができます。

2 援助の内容（金額は令和2年度の年額であり、各年度によって異なる場合があります）

学校・学年 補助金	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2～3年
通学・学用品費	保護者実費の2分の1 5,820円まで	保護者実費の2分の1 5,820円まで	保護者実費の2分の1 11,370円まで	保護者実費の2分の1 11,370円まで
新入学学用品費	25,555円 (4月決定者に限る)	なし	28,990円 (4月決定者に限る)	なし
校外活動費 (宿泊伴うもの)	保護者実費の2分の1 1,845円まで		保護者実費の2分の1 3,105円まで	
校外活動費 (宿泊伴わないもの)	保護者実費の2分の1 800円まで		保護者実費の2分の1 1,155円まで	
修学旅行費	保護者実費の2分の1 10,790円まで		保護者実費の2分の1 28,860円まで	
学校給食費	保護者実費の2分の1		保護者実費の2分の1	
通学費	「保護者実費」又は「保護者実費の2分の1」			

3 申請方法

申請を希望される方は、学校（担任教諭）に申し出を行い、申請書に必要事項を記入の上、学校に提出をお願いします。（継続希望の方も、申請書の提出をお願いします。）申請は随時受け付けています。

※ 世帯につき1部提出してください。

※ 小中学校の両方にお子様がいらっしゃる場合は、小学校に提出をお願いします。

※ 申請書様式は、町HPに掲載しております（検索欄で「特別支援教育」と検索）。

4 その他

受給者として決定した場合、通学・学用品費（通学及び教育課程上通常必要とする用品の購入費）の算定に領収書（レシート）等が必要となりますので、申請年度の4月1日以降購入分のものを保管しておいてください。

学校教育法施行令第22条の3（抜粋）

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<p>一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもので</p> <p>二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
肢体不自由者	<p>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもので</p> <p>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもので</p>
病弱者	<p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもので</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので</p>

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。